

# 明治時代の実業教育

法政大学キャリアデザイン学部兼任講師 木村 良成

第2次世界大戦以前は実業学校といわれていた現在の専門高等学校。「専門高等学校」という名称に関しても平成7(1995)年に「職業高等学校」<sup>(1)</sup>から変更された。実際に新制高等学校の発足した昭和24(1949)年に実業学校から引き継がれた「職業高等学校」という名称は46年間使われてきたが、その明治時代から第2次世界大戦後まで使用されていた名称の『実業学校』の誕生期とその発展期に研究の焦点をあてることにする。

## 第1章 明治初期における教育環境

わが国の近代教育は、明治5(1872)年8月公布の「学制」によって学校制度として始まった。しかし、欧米において形成されてきた近代教育を、歴史的そして文化的な伝統と風土を好む日本人の気質に、欧米の全く異なる教育文化をわが国に定着させようとする革命的な試みが行われた。その教育改革の成功を見るまでには、当然のことながら模索と試行の繰り返しという苦難が連続したことはいうまでもない。

当時の日本は、開国以来まだ日が浅く、徳川幕藩制度に代って明治政府が明治元(1868)年に誕生したものの、政治的不安はもとより、経済的不安による人心の動揺は隠せなかった。その表われとしてあったとみられるべき西南の役は、明治9(1876)年10月に起こっている。

イギリスの産業革命から早くも一世紀が経過し、欧米諸国の資本主義経済の発達はすでに自由主義の段階から帝国主義の段階に移行していた。自国製品の販路獲得と世界各国へ植民地の侵奪に邁進しており、日本もその対象とされたのである。

明治政府が施政方針として、明治元(1868)年3月に「五ヶ条の御誓文」を示した。この趣旨を、政府は開国政策を堅持する意思表示として諸外国に通告した。これは、「欧米列強の圧力に対して国の独立を維持するためには、欧米に模して国内の制度と文化を近代化しなければならない」と考えてなされた国としての自己規制及び目標管理とされ、明治政府は近代国家建設の基礎として国民一般の教育を重視し、「学制」の公布を行った。

わが国の江戸時代までの実業教育は、農業は農家の長男世襲による農業生産体制の維持。工業においては

職工による職人徒弟制度。商業にあたっては、寺子屋や丁稚制度<sup>(2)</sup>の中でそれぞれ行われていた。

## 第2章 「学制」の公布とその創成期

明治維新以来、わが国資本主義の発展と西洋の学問・教育制度の輸入によって学校教育としての実業教育制度は、次第に整備され発展した。明治4(1871)年7月に文部省が設置されると、ただちに近代学校制度の立案に着手するのである。これを近代的な学校制度として法令付けたのは明治5(1872)年の「学制」が初めてである。

明治5(1872)年8月2日「学制序文」が、続いて翌8月3日に「学制」が公布された。

この「学制序文」をめぐるのは、従来の封建制下の教育、特に藩校における武士に対しての教育のあり方を強く批判して、個人主義、実学主義などの教育を標榜し、基礎的な学校教育をすべての人々に付与しようとする制度構想と、その民衆の自発的参加を促しており、優れた近代的教育宣言であった。

人々の立身、治産、昌業に役立つ教育を組織するところが学校であり、そこでの教育の内容は、「日用常行言語書算」<sup>(3)</sup>をはじめ、およそ「人ノ営ムトコロノ事」<sup>(4)</sup>すべてにわたるものであるとし、「自今以後一般ノ人民華士族農工商及婦女子必ス邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」<sup>(5)</sup>と述べられている。さらに、「身ヲ立テル基」<sup>(6)</sup>であるこの教育に対し、民衆の自発的参加と教育費の受益者負担を原則とする方針が示された。この点が現在の教育制度とかなり異なっているという点に注目したい。

この方針は、先進諸国が到達している段階において、その文明の輸入移植につとめると同時に、国民全体に実学の必要性を説き、それを個人の立身出世と殖産興業に結びつけて政府の方針としたものである。国民が身を立て、産を興し、業を盛んにするために役立つものであるという実学主義に基づいて近代学校観を述べるとともに、封建時代の学校観を強く否定し、四民平等・機会均等の教育原則を樹立した。

「学制」本文においては、全国を8つの大学区に分割し、各大学区に大学校(旧制高等学校)1校を、一大学区を32の中学区に分割して各中学区に中学校(旧制中学校)1校を、更に一中学区を210小学区に分割

して各小学区に小学校1校をそれぞれ置くこととした。全国に大学校(旧制高等学校)が8校、中学校(旧制中学校)256校、小学校53,760校を設置するといった壮大な計画であった。もっとも、この8大学区は、翌明治6(1873)年4月に7大学区に改正され実施された。「学制」は、明治6(1873)年から全国的に施行された。施行にあたっての力点は、国民全般を対象とする初等教育の普及及び欧米の技術的文化的水準へ急速に追いつくための高等教育の2点が重点的目標としておかれた。

国としての初めての教育制度の施行となった「学制」の場合、法制と現実とのギャップが著しかったのは当然であった。大学区は7つ設けられ、学区は学校の設置単位であるとともに地方行政組織でもあったのであるが、独自の教育行政機能を果たし得ずに形骸化し、結局当時の府県が地方教育行政の最高単位となった。

「学制」には実業学校に関する規定も書かれていたが、それぞれ農学校・職工学校・商業学校に関する内容が当時社会的・経済的基盤が確立していなかったため、粗末なものであった。また、四民平等の観念があったにもかかわらず、この時点から現在においても教科の順番は普通科・農業科・工業科・商業科以降は新しい専門教科となっており、その教科目の順番が決定された経緯は注目される点となっている。

小学校は、府県当局と学区取締の督励によって、施行2年後の明治8(1875)年には、全国に平成12(2000)年とほぼ同数<sup>7)</sup>の24,100校以上が設立された。しかし、それは、「学制」の規定の半数にも満たないものであった。今日、小学校の統廃合<sup>8)</sup>が激しく行われている中、「学制」による小学校数はどれだけの小学校が建設される予定であったのか、想像すらつかない。徳川幕藩制度下より、ほとんど進まない当時の経済社会の状況にあって、公教育制度を組織するにも困難が多く、明治8(1875)年度の児童の就学状況は、名目で男女平均35%、出席状況を勘案した実質は26%程度に過ぎなかった。<sup>9)</sup>先述したが、学校の受益者負担の法則がこの時代の修学状況を物語っている。また、地租改正や徴兵令により農家では学校に通わせられるような経済及び労働条件が整わなく、不満を持つ民衆が学校を焼き討ちする事件まで発生した。

「学制」での中学校は、「小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ヘル所」<sup>10)</sup>とし、下等中学の教科のひとつとして商業教育分野である記簿法(現在の簿記)、上等中学の教科として記簿法および経済学が掲げられていた。これらの教科は、普通の学科の教育的範疇に属しているものとして教育することが考えられていたわけである。『生活の必須の知恵』と評価された。また、「学制」の中にも現在の使用されている「簿記」ではなく、

「記簿」と記されている。<sup>11)</sup>

明治6(1873)年4月、文部省布達でさらに追加規定して、専門学校としての実業学校は「学制」の中で認められた。農業学校・工業学校(職工学校)・商業学校をこの当時は広義の中学校の一種として定めてられていた。またこの他にも通弁学校や諸民学校も同様の中学校の一種として扱われていた。当時はフランスの教育制度を参考にしたが、日本の教育制度は複線型であったため、小学校を卒業した者が中等教育学校または機関へ進学する際には旧制中学校と実業学校は別々のところに進学すると考えられていた。現在の日本の学校制度は単線型であり、中学校を卒業し普通科の高等学校に進学しようが専門学科や総合科の高等学校へ進学しようが高等学校卒業資格において区別はないが、この当時は進学先によって就職が決定してしまうといった現在のドイツの学校制度に似ていたため、筆者は第二次世界大戦前における日本の中等普通教育と実業教育を区別している。

この「学制」の規定した実業学校のうち、近代国家を築くために「富国強兵」及び「殖産興業」振興政策が叫ばれるようになったにもかかわらず、「学制」による実業学校は明治6(1873)年には一校も設立されなかった。当時は、国の産業の中心を占めていた農業、富国強兵政策の実現のために、兵器や艦船の軍事的供給目的といった要請から、「学制」とは独立して一部の農学校・工学校が官ではなく設置されていた。つまり、農学校は食糧増産という立場で、工学校は特に職工養成機関としての立場として設立されたのである。しかし、商業学校は、中等・専門を問わずしばらくは1校も設立されなかった。これは、近代的商業教育を必要としない程、日本の経済の発達が進んでいなかったこと、一般に教育の実質的普及が十分に進んでいなかったこと、あるいは商業ということについては特に学校に行つて学ぶ必要はない、経験に学べ、経験から体得すべきである、といった古くからの考え方が根強く残っていたためである。

「学制」が公布されて、従来特権階級に限られていた学校教育が一般庶民階級に解放された。しかしこの当時、社会的経済的基盤がまだ十分でないところへ急に欧米先進諸国の新しい制度を取り入れたものであったため、実業学校設立に関しても種々の支障が生じた。

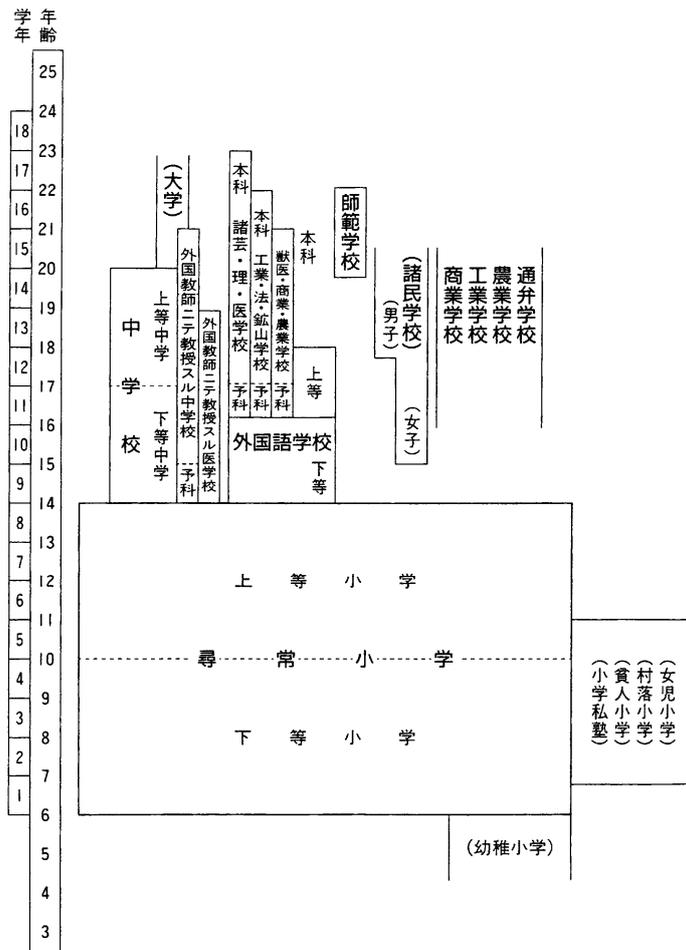
この時になると、外国文化の摂取の基盤としての第一歩として、初等一般教育の普及がはかられていた。従つて初等教育つまり小学校の設立とその教員養成としての師範学校の設立に力が注がれたためである。

実業教育についても明治初期は農業・工業に関しては、時代背景が反映されているが、商業教育に関しては、日本政府の狙いは少々違うものがあつた。江戸時

代末期に欧米各国との不平等条約により、日本と外国の貿易は全て外国人の手に委ねられていた。そのことから、不平等な状況においても、少しでも日本人の手で銀行及び外国貿易に関する業務をしたいという当時の日本政府の希望があった。その要望を満たすための教育が日本政府から特に実業界に対して要請された。農業・工業教育に遅れること 2~3 年に大蔵省銀行課が銀行実務の講習を目的として銀行学局を創設した。

これは、16~20 歳の男子を対象にし、主として経済や簿記を習わせた。この時、イギリスから A. A. Shand という外国人教員を招聘し、授業は全て英語で行われた。<sup>(12)</sup> 現在の日本の会計学においても、「シャンド式銀行簿記」として使用されている。この当時の学校系統図を示すと、**図表 1** のとおりである。小学校が 8 年生であることが特徴である。

図表 1 明治 6 (1873) 年当時の学校系統図



(「学制百二十年史」 文部省)

### 第 3 章 「教育令」及び「第二次(改正)教育令」の公布

最初の試みである「学制」は、欧米の教育制度を模範とし、日本において最高の学校制度を築こうとしたものであった。つまり日本の教育制度についての理想像であった。そのため、現実視できていない面が多く、学校の設立、就学共に重い経済的負担を強いられ、批判も様々な形で噴出した。

従って、明治 12 (1879) 年、「学制」は太政官布告として公布された「教育令」に改正され、廃止された。

この「教育令」は、「学制」においては小学校を 8 年就学させるとしていたが、4 年 (16 か月就学) で良いとその他の制度においてもかなり簡略化された。その後、あまりにも簡略化されたことによる混乱と学校設置者側の不満が再燃し、「第二次(改正)教育令」が翌年明治 13 (1880) 年に出された。この「第二次(改正)教育令」において、学校の種類を小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校、農学校、職工学校、商業学校のいわゆる実業 3 学校が付け加えられた。この「第二次(改正)教育令」は、教育の中央集権化をはかる内容に改められ、公教育制度に対する国の要

求基準を明確にし、文部省は、教員の言動に対する規制、教科書の取調べと認可制の実施、教則における儒教的徳育の重視などの方策を採用した。教育行政は、小学校・中学校の設立や運営で手一杯であり、実業教育に関しては、関心も薄く、指導も受けにくい状況の下で民間人の創意と工夫、さらに資金と熱意で企画、創立、運営されていた。

#### 第4章 「農学校通則」「商業学校通則」の制定

それぞれの実業学校は先述した明治13(1880)年の「第二次(改正)教育令」で規定されたが名称だけ掲げられ、実際は何の方策もとられることはなかった。このことから明治14(1881)年に発足した農商務省が実業学校に関する所轄を主張し、実業学校は文部省と所轄権争いとなった。しかし、明治16(1883)年に「農学校通則」を、明治17(1884)年に商業学校通則を文部省が制定した。この時から実業教育の骨子が文部省主導で固まってくるのである。従って文部省は、法制上も実際上もわが国の中等教育段階における近代的な実業教育を本格的に発足させたといつて過言ではない。

この、実業諸学校の通則が制定された明治時代初期の「学制」制定から各種「教育令」が発せられたまでの明治時代中期までの歴史的背景を以下に示す。

経済の点では、まず、資本蓄積や金融の整備が考えられ、明治5(1872)年には、国立銀行条例の公布、明治15(1882)年には日本銀行の創立、明治29(1896)年には農工・勸業両銀行令が公布される。産業的には、「殖産興業」の政策がとられた。すなわち、農業国であったわが国では、幕藩制度崩壊によって最も影響を受けた武士階層への授産もあって勸農政策がとられた。政府はまた民間資本の蓄積が未発達のこともあって、砲兵工廠、造船所、紡績所、製糸所などを自ら経営するとともに、これらの関連産業に対して保護政策をとった。従って、職工育成教育がはかられて、まずは工業教育が優先された。殖産興業に必要な運輸交通の便をはかるためにも、明治5(1872)年に初めて、新橋～横浜間に鉄道が設けられ、明治9(1876)年には大阪～京都間、明治22(1889)年には東京～京都間が開通された。また、海上交通も明治6(1873)年に三菱汽船、明治18(1885)年には日本郵船が発足している。因みに第5章において述べているが、商船教育ものちに実業教育に入ることになる。教育内容的にも、簡単にいえば西洋文化の輸入であり、新政府に招聘された外国人教師・技術者の数は、文部省・工務省だけで約700余名であった。その結果、日本における実業教育体系も従前の徒弟教育から近代の実業学校教育に

なったこと、日本的伝習的教育内容から西欧的科学的な教育内容に変わったこと、日本人の先覚者と外国人教師が大きな役割を果たしたことなどが特色である。

この明治10年代の実業教育への関心度に関していえば、特に商業教育への理解度は高くなく、依然として士・農・工・商的封建思想からくる蔑視から逃れられないものがあった。農学校・職工(工業)学校への入学者数は高かったが、商業学校への入学志願者の数は少なく、入学した者でも中途退学者が続出する状況であった。たとえば、明治18(1885)年創立の長崎商業学校の第1回卒業生は5名、第2回3名、第3回8名ということで当時の経済界の不況の影響も加わって学校の経営は苦しく、管轄が県から市へ移されるなど厳しいものがあった。

#### 第5章 「実業学校令」の制定－明治中期以降の学校体系

実業教育が盛んとなる日本の時代背景として、明治32(1899)年に制定された「実業学校令」があげられる。これにより、農業・工業・商業の実業学校の内容に関する統一がはかられ、実業学校としては、農業・工業・商業・商船・実業補習の5種類の学校が指定されたのである。先述した「農学校通則」はわずか3年後の明治19年(1886)年に廃止されたが、「商業学校通則」はこの「実業学校令」に置き換わった形で廃止された。また、実業学校卒業者が上級学校(高等学校;大学予科)へ進学できるようになるのは大正13(1924)年であり、それまでは上級学校への進学が不可能であった事は日本の実業教育史において注目に値する。

教育関係法令のここまでの動きとしては、以下のとおりとなる。明治19(1886)年、それまで様々な混乱を引き起こしていた諸「教育令」にかわって「小学校令」「中学校令」が整備された。その後明治27(1894)年に「高等学校令」が出されたが、明治32(1899)年に「中学校令」が改正され、同時に高等女学校規定が「高等女学校令」と改められた。また、ここで同年2月に実業諸学校を一つにまとめた「実業学校令」が公布されるに至り、(旧制)中学校、高等女学校、実業学校の三系統の中等教育制度が確立され、第二次大戦以前までわが国の教育が体系化されたのである。

明治中期以降、実業教育発展の要素としての社会的背景から考えると、社会的要請より、明治20年後半からを真の実業教育の整備期が始まったとして捉えられる。我が国の産業構造が、綿紡績業を中心としてようやく工業化したのと同時に、政府は実業教育の必要性を痛感し、明治27(1894)年に「実業教育国庫補助法」を制定して、国費をもって実業教育を補助・奨

励することになった。これは、我が国実業教育史上において、非常に画期的なことである。しかし、当時政府の実業教育省令の趣旨は、時の文部大臣井上毅が、「実業教育の奨励は陸・海軍の練兵設備、砲台建築と同一である。」と述べたように、これを明治政府のスローガンの「富国強兵」と合致させたものであった。すなわち、井上文部大臣の文教政策は、一面においては、実業教育の振興をはかるものであったが、他面においては、それまでの西洋崇拜と外国語尊重を排して、国語・漢文、修身教育を重んじ、祭政一致の神道思想と儒教の道徳を結びつけた復古的教育を奨励したという二面を持っていた。

従ってこの時の実業学校の現状も、重工業や鉱工業などの軍事的産業に重点が置かれた。そして、これらの産業に従事する労働者、つまり、職工及び下級労働者を養成することがこの時代の実業教育の振興の直接の目的となる。軍事産業こそが実業教育の振興となり、この時代の振興政策は、農業・工業・商業全般の広義の意味での実業教育でなく、主として工業に重点が置かれたのも無理はない。

しかしながら、明治 20 年代においては、実業教育の振興といっても支配者つまり文部省からその必要性が叫ばれたのみで実業家・企業家からはまだその必要性は痛切に感じられてはいなかった。ところが、明治 30 年代になると、日本の資本主義がさらに発展して産業が次第に大資本企業に集中してくると、殖産興業・軍事目的以外に経済的にも国際競争に為に多数の熟練労働者と更なる下級技術者を養成する必要性があると実業界から声があがるようになった。

この時以降、実業教育が明治初期と比較して格段と盛んになり、また、政策の奨励により実業学校は急速に増加した。明治 30 年代になると、今まで停滞していた高等商業学校の設立が目立ってきた。

話は前後するが、この時代の教育の発展その他に関する事例を紹介すると、明治中期から後期の産業は、日清・日露の二大戦役を契機に非常に発展した。

日清戦争は、日本の産業革命に一大拍車をかけ、同時に、日本の帝国主義化への変容を促すものであった。その戦勝の結果、台湾の領有と朝鮮の独立の確認、賠償金 2 億 3 千万両を基盤に金本位制の確立、紡績工業の近代化に伴う増産とその輸出の振興等、日本の資本主義経済の発展を加速させた。この加速による市場獲得のなかで、朝鮮・満州を巡る利権の争いから日露戦争となり、日本の勝利の結果、樺太の南半分の領有、朝鮮・満州での利権の確保がもたらされたのである。

二大戦役を経ての経済的流れとして、明治 16(1883)年の国立銀行条例改正、明治 23(1890)年の銀行条例の制定により民間の銀行数が増加し、産業資本も確

立される。また、明治 33(1900)年の特殊銀行法の公布によって、農業および工業に対する金融制度が確立され、長期かつ低利の融資機関として産業の発展に大いに寄与した。

産業的には、輸入された科学技術が結実し始め、紡績を中心とした軽工業の確立とともに、機械・電気・化学等を中心とした重工業も発達してきた。特に政府の商工立国策に基づく保護政策、ならびに新植民地等の販路拡大によって、商工業は非常に発展した。

運輸交通面では、海運が特に伸びていった。明治 32(1899)年に大阪商船、明治 40(1907)年に日清汽船等が設立されたばかりでなく、日本郵船・大阪商船・東洋汽船の諸会社は、近海航路から欧州・中南米・豪州・北米諸航路の遠洋航路を開いたのであった。

このような経済産業の発展につれて、これに従事する事務職や貿易実務が出来る者の養成が更に必要とされてきた。その結果、明治 30 年代に入ってからは今までは見向きもされなかった商業教育に視線が集中し、結果多くの商業学校が設立され、人気の的となった。卒業後は貿易実務担当者や大企業の事務職員として多くの需要があった。商業学校も明治 10 年代は小さな商店や問屋を営むための教育を行っていたのであるが、明治 30 年代になると、大企業の一員として働く「オフィスワーカー」としての教育を行うようになっていったのである。この当時の学校系統図を示すと図表 2 のとおりである。

## 第 6 章 実業補習学校における教育

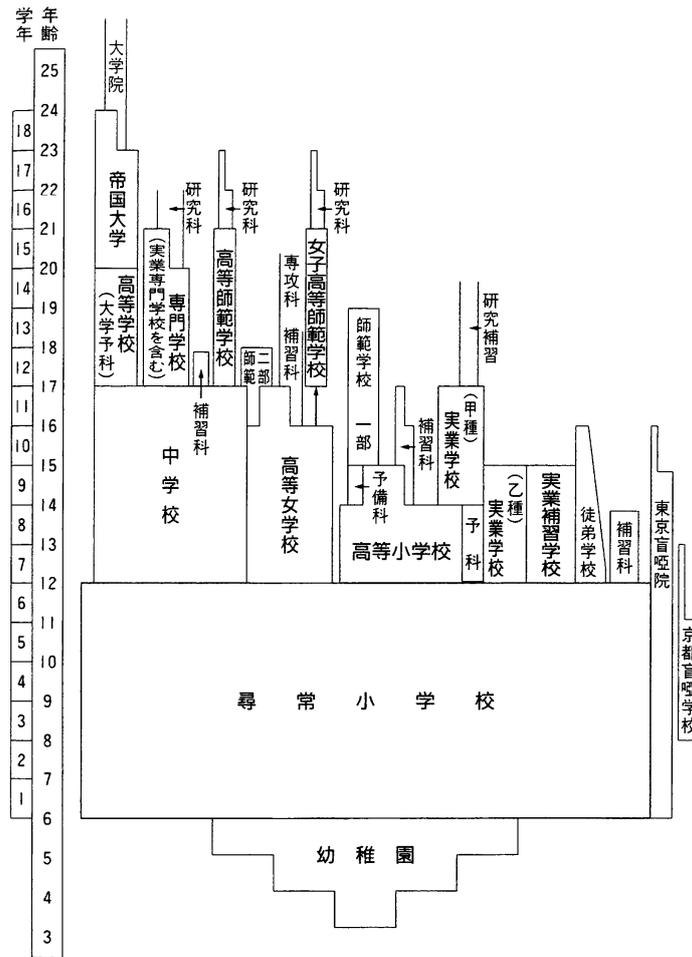
明治時代中頃からの国の教育行政上の重大関心事は、小学校教育、中学校教育、および師範教育であった。「学制」によって、小学校より大学校に至る学校体系は条文を整えて制度化されたのであるが、その制度に基づく教育近代化を進めるためには、教員を養成しなければならず、そのことも教育行政側の悩みの種となった。

産業立国により、産業を興し、国を富ませる必要を感じながら産業教育にこれという国の教育行政上の方策は明示されなかった。学校体系全体の中でどのように位置づけられるべきかも明らかでなかった。産業教育の必要性は、まず義務教育を終えてから産業界の最前線に就職する多数の青少年の補習教育と感じられたのである。当時の井上毅文部大臣は、産業の現場において労働に従事している者に注目し、これを育成するための学校を制度化する施策につとめた。

尋常小学校を卒業しただけで、労働に従事している者に対して実業補習学校の制度を設ける方策を立て、これを小学校に附設して普及させることとした。当時



図表3 明治41（1908）年当時の学校系統図



(「学制百二十年史」 文部省)

は小学校及びその養成者育成のための師範学校設立からはじまった。様々な混乱の中で中等教育は普通教育を中心に（旧制）中学校設置という形で発展していった。現在は同じ土俵上にある普通高校と専門高校であるが、明らかに第2次世界大戦以前は異なる路線をそれぞれ進みながら進化していったのである。

いつの時代でも共通していえることであるが、実業3教育といわれている農業・工業・商業に関して、日本に限らず世界的に共通することは景気変動とその卒業生の需要との相関関係が明確なことである。まずは、工業及び農業が発展し、それを支える事務実務や貿易実務を支える商業が後を追うようにして発展する。つまり、経営学的見地から考察すると、ラインとしての工業・農業の発展によりスタッフとしての商業が発展するということである。

明治時代における実業教育も富国強兵政策や殖産興業政策により日本も産業的には発展に成功した。実際には「日本人の手で貿易実務を」というスローガンではじまった商業教育であったが、実際は重工業の発展により事務方の需要が増えたという形式となった。

この様なことから、以前は実業教育と呼ばれていた分野の教員養成において、更にそれぞれの教科や業種における実業教育の歴史をカリキュラムとして教育課程の中に取り入れ、変化の激しい現代において将来の専門教育の展開が出来るような教師教育を行っていく必要があると考えても過言ではない。

【注記】

- (1) 文部省『スペシャリストへの道—職業教育の活性化方策に関する調査研究会議（最終報告）』（1995年3月）
- (2) 丁稚によって商家に住み込み、年期奉公の間に丁稚、手代、番頭という業務上の身分的階級の中で実務を通じて独立した商人としての必要な知識と態度を修養させる制度。
- (3) 文部省『学制』（1872年8月）
- (4) 同上書
- (5) 同上書
- (6) 同上書
- (7) 文部科学省『文部科学統計要覧（平成29年度版）』

(2017年)

※平成 12 (2000) 年度の国公立の小学校数が 24,106 校であり、平成 28 (2016) 年度は 20,313 校であった。公共施設に関して研究している根本 (東洋大学) によれば、2050 年度には現在の設置基準において算出すると約 6,500 校になると指摘している。

- (8) 学校の「統廃合」のことを「発展的統合」という名称を使用するように指導している教育行政機関も存在する。
- (9) 教育学大事典
- (10) 『学制』前掲書
- (11) 当初「学制」では「記簿」という名称で使われていたが、A.A. Shand の『銀行簿記精法』が海老原濟 (他 2 人) によって 1873 年 12 月に「簿記」と訳され、その後、次第に銀行や大蔵省で統一されていった。
- (12) 安達 智則『バランスシートと自治体予算改革』 (自治体研究社, 2002 年), p.226.